

世田谷区告示第375号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更する。

この関係図面は、令和8年5月21日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和8年5月21日

世田谷区長 保坂展人

1 認定番号

28-1

2 変更の区間

世田谷区太子堂二丁目317番13から317番14の内まで

3 変更の区域

延長 5.48メートル

幅員 1.63メートルから1.64メートルまで

面積 9.21平方メートル

案内図

 特別区道路線の区域編入部分（区域決定）

街区 太子堂二丁目 2番

